

ヤミ金融に気をつけて!!!
 ~ヤミ金融から絶対にお金を借りないで下さい~

ヤミ金融とは？

いわゆる「ヤミ金融」とは、法に基づく登録を受けることなく、規制を超える高い金利などで、違法に貸付等を行う悪質業者を言います。

ヤミ金融に関する情報受付窓口

中国財務局(財務事務所)、各県、各県警本部では、ヤミ金融に関する情報を受け付けています。

○情報提供に当たっては、下記の事項を確認・同意の上、お願いします。

- ・提供いただいた情報は、貸金業法に基づく監督やヤミ金融業者などの悪質業者の取締りに活用させていただきます。
 なお、他の行政機関や捜査機関の所掌に属する情報については、回付させていただく場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・提供いただいた情報に関する調査等の有無や経過、結果等に関するお問合せには、お答えできませんので、あらかじめご了承下さい。

	財務局(財務事務所)		各県 貸金業担当課		各県警察 もしくはお近くの警察署 生活安全課へ	
広島県	中国財務局 金融監督第三課	082-221-9221(代) メール受付はこちら	広島県 商工労働局経営革新課	082-513-3321	広島県警 悪質商法相談電話	082-221-4194
鳥取県	中国財務局 鳥取財務事務所 理財課	0857-26-2295 メール受付はこちら	鳥取県 商工労働部 経済通商総室	0857-26-7249	鳥取県警察本部 警察総合相談電話	#9110 又は 0857-27-9110
島根県	中国財務局 松江財務事務所 理財課	0852-21-5231(代) メール受付はこちら	島根県 商工労働部 中小企業課	0852-22-6554	島根県警察本部 生活安全企画課 警察相談センター	#9110 又は 0852-31-9110
岡山県	中国財務局 岡山財務事務所 理財課	086-223-1131(代) メール受付はこちら	岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班	086-226-7369	岡山県警 生活環境110番	086-231-9449
山口県	中国財務局 山口財務事務所 理財課	083-922-2190 メール受付はこちら	山口県 商工労働部 経営金融課	083-933-3188	山口県警察本部 警察総合相談室	#9110 又は 083-923-9110

○ヤミ金融以外の個別のご相談については、こちら ([広島県](#) ・ [鳥取県](#) ・ [島根県](#) ・ [岡山県](#) ・ [山口県](#)) をご覧下さい。

ヤミ金融の主な手口(代表的な例)

1	090金融	携帯電話による借入れの勧誘は法律で禁じられているが、ピラ、チラシ等に『090』で始まる携帯電話の番号しか記載せず、店舗も持たずに営業していることの多い業者。法外な金利をとる無登録業者がほとんど。
2	小口金融	「即決、特別融資」、「現金宅配」など書いたダイレクトメールや新聞の折込み広告、ピラ等で融資の勧誘を行う。3万円~5万円の小口現金を高金利で貸付ける。当初の借入額が少ないため、被害にあっている実感が無い。
3	システム金融	複数の悪質な貸金業者がグループで、資金繰りに苦しむ中小企業主等に狙いを付け、ダイレクトメール等で融資の勧誘を行い法外な金利で貸付ける。支払期限が迫ったところに、グループ内の別の業者が高金利で融資の勧誘を行う。
4	押し貸し	悪徳業者の間で出回っている名簿等をもとに、契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。

※ 最近では、ヤミ金融の手口も大変多様化しています。十分ご注意ください。

見 分 け 方	①登録番号の確認	まずは広告に登録番号が掲載されているかをチェックしましょう。表示されていない先からは借入れないようにしましょう。なお、表示がされていても登録詐称場合があります。詳しくは こちら をご覧ください。 【登録番号の表示形式】 「〇〇財務局長(〇)第〇〇〇〇〇号」または「〇〇〇知事(〇)第〇〇〇〇〇号」
	②広告媒体の確認	公衆電話やトイレ、電柱等に張ってあるチラシ広告はほとんどが闇金融(ヤミ金融)業者のものです。絶対に利用しないようにしましょう。
	③誇大広告でないか	「どこでも借りられなかった方でも、無条件で必ず融資。」「即日融資、無審査。」「1%の超低金利」などの誇大な表現の広告がないかをチェックしましょう。詳しくは こちら をご覧ください。

※ 以上は、ヤミ金融の見分け方の一例にすぎません。「何かおかしいな」と思ったら、まずは上記の窓口にご相談ください。